

## コミュニティバスの運行について

1. 道路幅員について
2. 経費試算について
3. 他区の状況について

# 1. 道路幅員について

## 1 路線バス等が運行可能な道路幅員について

路線バス等が運行可能な道路幅員は、小型バスで概ね車道幅員 4.66m 以上、路側帯含め道路幅員が最低でも 6m 以上必要であると考える。

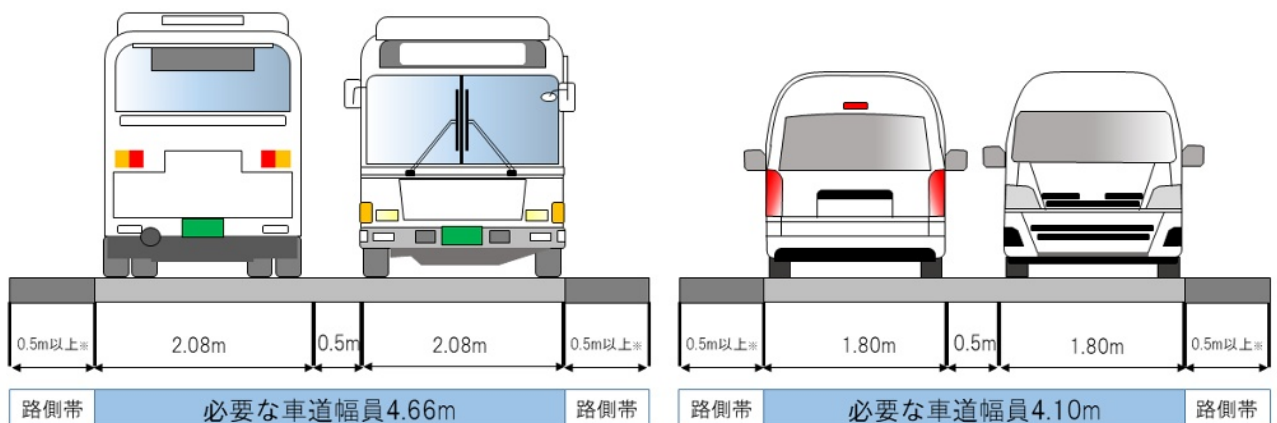
- ・ 車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）

### 第5条第2項

市街地区域内の道路で前項に規定するもの以外のものを通行する車両の幅は、当該道路の車道の幅員から〇・五メートルを減じたものの二分の一をこえないものでなければならない。

以上のことから

- ・ 小型バス（車幅 2.08m）の場合で 4.66m 以上の車道幅員が必要と考える。



※道路構造令 道路の区分第4種の場合 必要最低限の幅であり、人や自転車の通行を考えるとこれ以上必要とされることが多い。

## 2. 経費試算について

### 1 経費試算

#### 【運行条件】

1 便運行距離	約 9km
1 日便数	9 便
運行日数	365 日
年間総運行距離	約 36,500km

#### 【経費試算】

初期費用 約 6,550 万円

経常経費 約 2,450 万円

合計 約 9,000 万円

コミュニティバス経費試算			(円)
初期費用	車体	小型バス 2 台	54,000,000
	車両購入に伴う諸費用	2 台分	200,000
	バス停整備	2 2 箇所想定	2,481,563
	試行運行、調査		6,500,000
	IC設備追加	2 台分	2,304,500
	小計		
経常	運送費	人件費	19,087,000
		動力費	1,825,000
		車両修繕費	1,800,000
	一般管理費		1,715,000
	その他経費		72,000
	小計		
合計			89,985,063

※区交通対策課にて作成。R2 年度しおかぜ運行経費算定見積もりを参考とした。

※しおかぜと同程度の運行本数と想定。

※動力費はしおかぜを参考に中型・大型車両の単価で計上。

※バスロケシステムなど運行に必要なシステムや、都バス減益分の補填は未計上。

※歳入は予測不能のため未記載。

### 3. 他区の状況について

#### 23区コミュニティバス運行目的

令和3年5月時点で、コミュニティバス等（福祉交通・観光バス含む）を運行しているのは、23区中18区（うち3区はコミュニティバスとして位置付けていない。）である。それらの運行目的は下記の通りであった。

表 コミュニティバスの運行目的

交通不便地域対策	14区
福祉・交通弱者対策	3区
観光振興	2区

※区交通対策課調べ